

民事裁判における個人情報の保護について

岡山地方裁判所民事部

民事裁判の手続構造(その1: 対第三者)

【訴訟記録の閲覧等(民訴法91条)】

訴訟記録は誰でも見ること(閲覧請求)ができる。

(例外)

- ・当事者に限るもの
DV手続 など
- ・当事者及び利害関係人に限るもの
労働審判手続, 保全手続, 破産手続 など

個人情報保護の必要性(その1: 対第三者)

【個人のプライバシー保護】

訴訟記録には、当事者の住所、氏名は勿論、裁判を起こすことになった経緯(例えば、性犯罪被害の事実、HIV感染の事実)なども表れてしまう。



当事者以外の第三者による訴訟記録の閲覧請求を制限する必要がある。

対応策(その1: 対第三者)

【当事者以外の者の閲覧等の制限】

当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合には、訴訟記録の閲覧等を当事者のみに制限することができる(民訴法92条1項)。



これにより、当事者以外の第三者からの個人情報
の保護がされている。

民事裁判の手続構造(その2: 対当事者)

【裁判を受ける当事者の手続保障】

一方当事者が提出した書面は、反対当事者にも送付し、反対当事者の反論の機会を保障しなければならない。

また、当事者であれば、いつでも訴訟記録の閲覧及び謄写(コピーをすること)を請求することができる。

個人情報保護の必要性(その2: 対当事者)

【反対当事者からの2次被害(生命・身体の危険)の防止】

DVやストーカー事件等の被害者(原告), 加害者(被告)が双方当事者となる場合は, 被害者の住所等を加害者に知られないようにする必要がある。

対応策(その2: 对当事者)

【当庁における対応の視点】

- ① 秘匿する必要がある住所等の情報(秘匿情報)の把握
- ② 秘匿情報が訴訟記録に表れないための工夫
- ③ 訴訟記録に表れた秘匿情報についての係及び関係部署での情報共有
- ④ 秘匿情報の管理(流出の防止)

対応策(実践例)

【配慮の運用例】

- ・秘密保護のための閲覧制限決定がされた場合
記録表紙に「閲覧制限(部分)」がある旨を朱書きで記載して、秘密記載部分を第三者に閲覧等させないよう注意喚起している。
- ・秘匿情報(住所等)について配慮が必要な場合
当事者から配慮を求める旨の申し出を促して、秘匿情報が記載された書面等を別冊記録として管理し、不用意に閲覧等に供さないよう配慮している。